

措置がとられねばならない。将来への理想の設定のためには、複雑な人文・社会の諸関係が人文・社会科学の諸部門によつて厳密広汎に検討されねばならないのであるが、わが国の現状は、特別な振興を必要とする人文・社会科学の基礎研究の諸部門がはなはだ多い。

#### 5. 総合研究施設の設置

人文・社会科学の振興のためには、文献および資料センター、総合人文・社会科学図書館、総合人文・社会科学研究所をふくむ総合研究施設が必要である。その設置を要望するが、その計画立案および設置については日本学術会議の意見にそわれたい。

5-20

庶発第361号 昭和36年5月18日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

科学技術会議の「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」

(諮問第1号)に対する答申に関して(勧告)

10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について、科学技術会議が、内閣総理大臣の諮問に答えて、短期間にこの答申を取り纏められたことは、本会議として、敬意を表するものである。

しかしながら、この答申については、科学技術会議の職務権限として、同会議設置法の制約によるところであろうが、人文科学、社会科学と科学技術との連関の指摘において不足する面がうかがわれ、また、人文科学、社会科学や自然科学の基礎部門を重視しないかのような印象を与えるふしがあることは遺憾である。

本会議はこの答申について検討し、第33回総会の議に基き次のとおり勧告する。

なお、本会議は本件について検討を継続しているので、後日、さらに意見を述べるであろう。

#### 1. 科学技術に関する基本法の制定について(答申9-2参照)

わが国の科学技術は画期的に振興する必要がある。しかし、基本法の立案に当つては、科学技術の振興のみに限定せず、広く人文科学、社会科学、自然科学の全般にわたり、科学研究を推進するため、下記に示すような基本的理念ならびに方策を明らかにする科学研究基本法とし、科学技術の振興のために必要な諸措置例えば、そのための法的措置等は以上の精神に基づいて行うべきである。

また基本法を制定するために、科学に関する研究者の意見が十分に反映される適当な組織を設けて、その立案にあたるべきである。

なお、立案に当つては、下記の諸点を強調すべきである。

- (1) 科学の研究は、世界平和の確立、人類の福祉の増進、文化の向上のためになすべきものであること。
- (2) 科学の研究はその全領域にわたつて推進させるべきものであつて、必要に応じ特定の分野の研究を特に推進する場合においても、他の分野の貧困化によつて行なつてはならないこと。
- (3) 科学の研究の成果は、原則として公開すべきものであること。
- (4) 科学の研究については、研究者の意志が尊重され、また反映されなければならないこと。
- (5) 大学における自由な、かつ自主的な研究が尊重されなければならないこと。
- (6) 科学の研究費の確保について積極的な方途を講ずべきこと。

(7) 科学の研究に従事する者の処遇について特段の措置を講ずべきこと。

(8) 科学の研究者の養成について特段の措置を講ずべきこと。

2. 総合行政体制の強化について（答申9-3参照）

総合行政体制の強化については、昭和35年9月12日開催の科学技術会議の日本学術会議連絡部会において

「研究総合行政機関について：この種の機関の設置については、科学技術振興のために、国全体として、どのような体制がよいかを検討するための審議会のごときものを、まず、設けることを提案すべきである。その際、日本学術会議の意見が十分反映するようにされたい。」旨の意見を提示してある。この問題は、上記、科学研究基本法の線に沿って、検討されるべきものである。

なお、諮問第1号答申の細目に涉り以下のことを勧告する。

これ等各項は、ひとり科学技術のみでなく、わが国の科学全般、すなわち、人文、社会、自然各科学の諸部門に共通する問題であるが、答申の内容になつている部分についても適當の考慮が払われることを要望する。

3. 農学系科学技術者の量の確保について（答申6-6-2参照）

諮問第1号答申は農学系科学技術者の量の確保に関して「一応の推算ではあるが、昭和35年～45年に約31,000人の供給過剰をきたすものと込み」、将来の農業上の諸変化を考慮して、「農学系科学技術者の養成についても、これらの諸事情に対処して、学科別定員の再編成をはかり、要すれば縮減についても検討する必要がある」と述べている。

しかし、この農学系科学技術者の需給計算には、供給の推計にも問題はあつるが、需要の推算において、例えば、大学卒業後自家経営に従事している者を専攻学科を生かしていないものとしてその需要量から除外するなど、必ずしも客観的に妥當な方式がとられていない。その結果農学系科学技術者に対する需要を過小視しているきらいが大きい。

経済成長政策において、特定な産業部門に重点が置かれることは必然であるが、それは同時に諸産業間の調和を無視しては真に有効な長期計画とはなりえない。したがつて科学技術者の養成に関しても同じ考慮が必要である。

つては、農学系科学技術の養成について、その前提となるところの農学系科学技術者の需給推算を再検討すべきである。

4. 大学院学生に対する奨学金制度等について（答申7-6-5(2)参照）

大学院において、科学者としての適格者を教育し、将来研究指導者となる人物を養成することは、わが国の学術体制上最大の課題である。しかるに、現在、この人材養成の問題が困難を来しており、その原因の主なるものに、これ等大学院学生の勉学生活に物質的保証がないことが挙げられることは遺憾である。つては、少くとも博士課程の学生には、全員に対して、現行の奨学金貸与制度を給付制度に改めるべきである。

また、奨励研究生制度については、現在、希望者が定員に数倍する状態であるが、適格者は全員採用可能となるように、急速に規模を拡大すること、および1人当りの支給額も物価の上昇にかんがみ、公務員給与の改訂に均衡を休つて引上げることとすべきである。

なお、委託学生制度については、研究費を一律とせず、研究の遂行に支障のない額を納入させる

ようにすべきである。

- 5 国・公立大学の教官および国・地方の研究公務員の待遇改善等について（答申 6-2-3(3) (b) 6-2-4(3) 参照）

大学教官の一般的給与の水準は、民間企業に勤務する職員と比較するに、中規模企業に勤務する旧高専卒、短大卒の職員、または、小規模企業に勤務する新旧大学卒職員の給与とほぼ同水準に過ぎない。他方、大学教官の待遇を司法官と比較する戦前においては、大学教官の待遇は司法官に比して、かなり上廻っていたが、現行給与においては裁判官、検察官に比して著しく低位にある。

科学を画期的に振興するため、国・公立大学教官・技術員ならびに国および地方の研究公務員に対しては早急に特別の措置を講じ、他の公務員よりも、より高い待遇を与えるとともに、常に民間大企業との均衡をはかるべきである。

また、大学院は、人材養成機関として、優秀な学士を、さらに2年乃至5年間修業させるものであるから、大学院修了者に対する現在の待遇を大巾に改善すべきであり、ついては、修士または博士課程を修了した者の初任給は、学士課程を卒業して直ちに就職した者が修士または博士課程の修業年限にそれぞれ相当の年数を経て与えられているより、さらに高く格付けされるよう改めるべきである。

- 6 研究公務員の採用方法の改善について（答申 7-6-3(1) 参照）

国・公立研究機関および技術官公庁に勤務する研究職公務員の採用に当つて、現在は、公務員の試験制度があつて、この制度のため、優秀な職員を採用し得ない実情にあるので、現行公務員の試験制度によらずに、科学者・技術者の専門的能力を重んじた選考を行い得る方途を開くべきである。

7. 情報流通の促進と強化に関する方策について（答申 8 A 参照）

答申に記述された事項は、おおむね妥当であり、特に、現在および将来の情報流通の調整とそのための方策の確立について必要性を指摘されたことは極めて適切である。しかしながら、これを具体的に実施に移す方策を速かに検討樹立されることが肝要である。

なお、(1)専門センターについては、答申に記述されたようなものでなくわが国としては高度情報を取り扱う情報センターが必要であることにかんがみ、これを専門センターとして設けることとするべきである。しかし、この専門センターは性質上、科学のあらゆる分野について設ける要はない。なお、総合センターにおいては、程度が専門の分野よりは低い関連情報を扱うこととするべきである。(2)わが国には、いくつかの情報機関ないし情報蓄積所が現存するが、現在、これ等相互間の連絡協調に欠ける面がうかがわれるので、速かに連絡協調の実を挙げ得る体系を形成すべきである。(3)国内情報および、国外情報は、種々の点で大きな相違があるので、両者の総合処理方策を明確に打ち建てるべきである。(4)情報処理の機械化は重要であるので、その具体的実施方策を速かに樹立すべきである。

8. 学術関係国際会議への派遣者の増加について（答申 8 B-3-1 参照）

学術関係国際会議は逐年増加し、今後一層増加する。ついては、現在の3倍程度に止まらず多数の出席者を派遣しなければならないので、政府は、そのための予算的措置を講ずべきである。

なお、日本学術会議は、今次総会の議に基き、人文・社会科学振興について政府に別途勧告を行い、また、基礎科学振興についての声明を行つているので、添付するから参照されたい。